

文化ファッション大学院大学研究倫理指針

第1章 総則

(目的)

第1条 この指針は、文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）における学術研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準を定めることにより、その研究が科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行され、もって社会からの信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「研究者」とは、本大学院の専任教員のみならず、本大学院における研究に関わる者すべてをいう。

2 この指針において「研究」とは、本大学院における研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価に至るすべての過程における行為及びそれに付随するすべての事項をいう。

3 この指針において「研究費」とは、研究に従事する研究者に本大学院が交付する研究費及び学外から獲得する研究費のすべてをいう。

4 この指針において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為をいう。

第2章 研究に関わる者の行動倫理

(研究の基本)

第3条 研究者は、研究が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚したうえで、良心と信念に従って自らの責任で研究を遂行し、研究成果の客観性をゆがめることがあってはならない。

2 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、「ヘルシンキ宣言」等の国際的に確立された規範、規約及び条約等、国内の法令及び告示等並びに本大学院の指針及び諸規程を遵守しなければならない。

(研究に関わる者の責務)

第4条 研究者は、自己の研究が及ぶ範囲を自覚し、他の分野の研究を尊重するとともに、自己研鑽に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を学術的に示す最善の努力を払わなければならない。

2 研究者は、他の国・地域、組織等の研究活動における文化、習慣、価値観等の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、共同研究者、研究協力者等に対しては、誠意をもつ

て接しなければならない。

- 4 研究者は、共同研究者以外の者がともに研究に関わる時は、それらの者が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。
- 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるように努めなければならない。
- 7 研究者は、自らの研究成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の発表にあたり、社会に許容される適切な手段と方法を選択しなければならない。

第3章 研究の倫理

(研究の規準)

- 第5条 研究は、前章に規定する研究に関わる者の行動倫理を踏まえ、この指針に示す原則を遵守して行われなければならない。
- 2 研究は、研究者及び研究協力者又はその対象となる者（以下「研究対象者」という）に危険が及ぶおそれがあるときには、直ちに中止されなければならない。
 - 3 研究は、差別などを助長する等の不適切な用語や言い回しを使用してはならない。

(インフォームド・コンセント)

- 第6条 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行うときは、研究対象者に対して、その目的、収集方法をわかりやすく説明し、研究対象者の明確な同意を得なければならない。
- 2 組織・団体等から当該組織・団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受けるときも、前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

- 第7条 研究者は、関係法令等に定めるもののほか、個人情報保護の重要性にかんがみ、研究のために収集した資料、情報、データ等、研究を通じて知り得た個人情報について、これを他に漏らしてはならない。

(研究費の適正な執行)

- 第8条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国民の税金を原資とする公的資金、企業等からの寄付金等であることを留意した上で、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成並びに文化の発展へ向けた期待に応える責務を有することを自覚し、研究費の適正な使用に努めなければならない。
- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

- 3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係する法令等、本大学院関係規程、当該研究費の使用ルールを遵守しなければならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第9条 研究者は、実験・観察ノート等の記録媒体の作成、作成方法及び保管や実験試料・試案の保存等、研究活動に関して定められた基準等を遵守しなければならない。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9-10条 研究者は、実験研究において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残液物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその処理をしなければならない。

(研究成果発表の規準)

第11条 研究者は、研究が完了したときは、その成果を広く社会に還元するため発表し、研究の意義と役割を積極的に説明することで各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。また、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって発表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努めなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由により発表に制約のある場合は、その合理的期間内において発表しないものとするができる。

- 2 研究者は、研究成果が、学問的誠実性と倫理的忠実性によって導かれた新たな知見、発見であることに鑑み、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

(捏造・改ざん・盗用等の禁止)

第12条 研究者は、研究成果の発表における不正行為が、研究者自身と本大学院への社会的信頼を喪失するものであることを自覚し、捏造・改ざん・盗用等の不正行為を行ってはならない。

(オーサーシップの基準と尊重)

第13条 研究者は、研究成果の創意性に十分な貢献をし、研究活動に十分な関与をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(他者の業績評価)

第14条 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に自らの研究に対する批判には謙

虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交えるものとし、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重しなければならない。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加しなければならない。

- 2 研究者は、レフリー、論文査読、審査委員などの委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わる時は、被評価者に対する評価基準、審査要綱等に従い、評価しなければならない。
- 3 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に使用してはならない。

(利益相反)

第 15 条 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

第 4 章 研究の責任と体制

(研究責任者)

第 16 条 研究責任者は、共同研究における各研究の代表者をもって充てる。

- 2 研究責任者は、次の各号に掲げる事項について責任を負う。
 - (1) 研究倫理の遵守
 - (2) 研究の適正な実施
 - (3) 研究に関わる共同研究者、協力者の指導監督
 - (4) 研究費の管理及び執行、物品管理等
 - (5) その他研究に必要と認められること

第 5 章 本大学院の責務

(本大学院の責務)

第 17 条 本大学院は、研究者の倫理意識を高めるために必要な啓発活動を実施する。

- 2 本大学院は、本大学院における学術研究を積極的に支援し、その研究成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 3 本大学院は、この指針に反する行為があったときには、適切な対応をとる。
- 4 本大学院は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者、及びこの指針に違反する研究活動を発見した者からの苦情・相談等に誠意をもって対応する。

(教育・研究委員会)

第 18 条 学長は、この指針の遵守等に関する委員会を置き、本大学院の研究倫理に関する事項を委任する。

- 2 前項の委員会は、文化ファッション大学院大学教育・研究委員会（以下「委員会」という。）とする。

3 委員会に関するその他必要な事項は、別に定める。

第6章 その他

(指針の改廃)

第19条 この指針の改廃は、委員会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この指針は、平成31年4月1日から策定し、策定日以後行われる研究から適用する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日より改定適用する。

附 則

この指針は、令和7年4月1日より改定適用する。